

箕島処分場での廃棄物搬入に際しての注意事項

この冊子は、箕島処分場に搬入する廃棄物等車両の通行に関する注意事項をまとめたものです。処分場内の通行に際しては、事故のないよう、安全に十分留意していただくようお願いします。

1 受入日と受入時間

受入日 月曜日～金曜日

受入時間 8：45～12：00, 13：00～16：30

- ※ 祝日、振替休日及び12月28日～1月3日は休止しています。
- ※ 台風、地震などの天災、その他の事由により、受入時間の変更又は受入れを停止する場合があります。
- ※ 処分場の受入状況については、公社ホームページに掲載しています。
- ※ 緊急に受入停止する場合などは、随時、ホームページに状況を掲載します。
公社ホームページアドレス <https://www.khk-hiroshima.or.jp>

2 搬入車両

荷降ろしできる車両は、長さ9.0m以内であって、事前に登録した車両のみ使用できます。

- ※ 特殊車両は、別途協議が必要です。

3 搬入時の注意事項

- ・搬入にあたっては、運搬車両の荷台は幌掛け、またはシートで覆うなど、飛散防止の措置を講じて下さい。
- ・搬入車両は、次の書類を管理事務所受付に渡して下さい。
 - ① 搬入申込書（その日1日分の搬入車両等を記入）
*その日第1便の車両が、受付に渡して下さい。
 - ② 搬入カード
*業者名・現場（工場名等）・運搬業者名及びバーコードが記載されているので、間違わないよう注意してください。
 - ③ マニフェスト（建設残土を除く）
*電子マニフェストの場合は、「受渡確認表」を渡してください。
- ・受付時、搬入物の目視検査を行う場合は、係員の指示に従って、荷台を覆っているシート等はずしてください。
 - *目視検査で受入れできない場合は、持ち帰りとなります。
- ・トラックスケールによる計量を受けてください。
 - *計量の結果、過積載と判断された場合は、受入れできません。
 - *過積載は絶対行わないでください。
- ・計量終了後、埋立場所へ移動する際は、指示された搬送路を制限速度20km/h以下を守って走行し、追い越しなどはしないでください。

- ・埋立場所では係員の指示に従って廃棄物等を降ろしてください。
 - * 廃棄物荷降ろし後、車両を安全な位置へ停車（エンジン切）させ、ヘルメットを着用し、車両から降車してください。
 - * 再度係員が検査して、受入ができない場合は、持ち帰っていただきます。
 - * 係員の確認が終了し、合図後に退出してください。
- ・風袋重量が未登録（年度初めての車両）の車両、または毎回計量を希望している車両は、荷降ろし後、もう一度受付でトラックスケールによる計量を受けてください。
- ・処分場より退出時は、タイヤ洗浄スロープ及びタイヤ洗浄機によりタイヤの汚れを洗い落とし、速やかに退場してください。
- ・その日最後の車両は、受付で最終便であることを伝え、退出時に「受入書」を受け取ってください。
- ・受入書はその日の搬入量等の明細となる書類なので、排出事業者に渡してください。
 - * 原則受入書の再発行はできません。
- ・交通法規や路上へのゴミの投げ捨て禁止など、その他の法令を遵守してください。

4 荷卸し場所までの走行ルート

